

入 札 （ 見 積 ） 仕 様

活①書

規 格 品 質 等 は 下 記 及 び 見 本 の と お り に つ き
熟 覧 の う え 入 札 （ 見 積 ） し て く だ さ い 。

記

請求先	総務事務厚生課	履行場所	地下1階税務課倉庫 (第3サービスヤード横)	履行期限	12月26日
品 名	規 格	数 量	摘 要		
1 督促状（法人二税）	A4 再生上質紙又は上質紙＜70K＞ 片面2色刷 印影印刷あり	枚 6,650	＜ラベル見本＞ 督促状（法人二税） 1,000枚 令和7年12月納品		
2	*印影印刷については、別紙留意事項を遵守すること。				

※事前にテスト用として別途50枚を納めること。
 （納期：12月8日（月）、納入場所：税務課執務室（本庁8F北棟））
 ※納品はテストに合格したものであること。
 ※税務課が指定した帳票レイアウト及び印刷位置を遵守すること。
 （納品後本様式に対し連続して差し込み印刷を行うため、1枚ごとに異なるズレが生じるなど
 連続印刷に支障の出る状態にならないよう、確実に確認し納品を行うこと。）
 ※納品後不良品と判断された場合、指定期日までに刷りなおし対応等を行うこと。
 ※納品前に納品日時を連絡の上、納品すること。
 ※印刷物以外の余分な紙片等を挟み込まないこと。
 ※箱などで梱包し、両側面に目立つようにラベルを貼付し、品名、数量、納品年月を表示すること。（ラベル見本参照）

※上記仕様は、下記要件を満たしていること。

*「福岡県環境物品調達方針」を満たすように努めること。

*再生紙全般について

総合評価値80以上とすること。

古紙パルプ配合率が可能な限り高いものであること。

*使用インキについて

バイオマス含有したインキであって芳香族成分（日本工業規格K2536の成分試験法により検出される

芳香族炭化水素化合物）が1%未満の溶剤のみを用いる印刷用インキであり、化学安全性が確認されていること。

*印刷の各工程において、環境配慮のための措置が講じられていること。

*納品時、総務事務厚生課の検収及び税務課の確認を受けること。

*外部発送がある場合は、発送前に総務事務厚生課にて仮検収を受けたのち発送し、配送先の受領書（納品日、納品場所、納品部数、受領者がわかる書類）を取ることを。

(1)印刷物の全部又はその主たる部分の印刷を一括して第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。

(2)落札者と印刷物製造請負契約を締結する。なお、契約金額が100万円未満のときは、落札者は請書を提出する。

(3)オープンカウンター型随意契約及び一般競争入札について

・予定価格の制限の範囲内で最低制限価格以上の見積者のうち、最低の価格をもって有効な見積を行った者を落札者とする。

ただし、落札となるべき同価の見積をした者が2人以上ある場合は、見積書に記載されたくじ番号によるくじで落札者を決定する。

・無効の見積をした者及び最低制限価格未満の見積をした者は、2回目以降の見積合わせに参加することはできない。

・落札者は、契約締結に当たり、別に定める「印刷設備に係る申出書」及び「会社及び機械室の写真」を提出すること。提出のない場合等には指名停止措置を受けることがある。

（ 7活：110 ）

担当課確認欄

事 前 打 合 せ			
要 校 正			
担 当 課	担 当 者	税務課 甲斐	
	内 線	2346 8階北棟	
	直通(092)	643-3050	

※この仕様書に基づき、印刷内容の確認を行ってください。

様

61

(100 (mm))

(100~101)

督促状

福岡県

県税事務所



年 8 月 9 日

144

年 度		調 定 事 由		管 理 番 号	
6 48					
実 績 年 月				本 書 作 成 日	
8 2				年 8 月 9 日	
法人県民税	税 額	01	6	円	
		02		円	
	延 滞 金	03		円	
	計	04		円	
地方法人特別税 法人事業税・特別法人事業税又は 地方法人特別税	税 額	05		円	
		06		円	
		07		円	
		08		円	
	延 滞 金	09		円	
	過少申告加算金	10		円	
	不申告加算金	11		円	
	重 加 算 金	12		円	
	計	13		円	
	合 計	14		円	
納期限		7 年 月 日			

29

36

地方税法第66条及び第72条の66により督促しますので、上記の金額を同封の納付書で納付してください。

1 滞納処分

この督促状を発した日から起算して10日を経過した日までに完納されないときは、財産差押えの処分を受けることになります。

2 教示

- (1) この処分に不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、福岡県知事に対して審査請求をすることができます。なお、審査請求をする場合、審査請求書は、正副2通を提出しなければなりません。なるべく所轄県税事務所長を経由して提出することとしてください。
- (2) この処分の取消しの訴えは、上記2(1)の審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができません。審査請求の裁決を経た後は、その裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に福岡県を被告として（代表者は福岡県知事となります。）この処分の取消しの訴えを提起することができます。ただし、次の①から③までのいずれかに該当する場合には、審査請求に対する裁決を経ないで、この処分の取消しの訴えを提起することができます。
- ①審査請求があった日の翌日から起算して3か月を経過しても裁決がないとき。
- ②処分、処分の執行又は手続の続行により生じる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。
- ③その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。
- (3) ただし、上記の期間が経過する前に、この処分があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることができなくなり、また、審査請求に対する裁決があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分（審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

3 その他

上記の金額は作成日現在の滞納額です。
この税金についてご不明な点があるときは県税事務所にお問い合わせください。
既に納められている場合は、行き違いですのであしからずご了承ください。